

第15回 勢田川等水面利用対策協議会



前回までの協議事項 | 協議会の協議事項

▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設
- ⑧ 重点的撤去区域の設定 (河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定 (港湾・河川)
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

▼協議会対象区域

五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設



前回までの協議事項 | スケジュール

▼不法係留船の減少

「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度末までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「Ⅰ係留場所の確保増」と「Ⅱ係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（令和元年度中）で解決を目指す。

Ⅰ 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	R1
<ul style="list-style-type: none"> ・現状施設の活用（占用主体は公募による） ・民間マリーナの活用 ・新規施設の設置 				

Ⅱ 係留対象船の減

H27	H28	H29	H30	R1
是正指導		強制撤去		
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会方針周知（撤去指導） ・アンケート調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・指示書交付 		
↓		↓		
<ul style="list-style-type: none"> ・注意書、警告書送付 ・現地へ警告看板設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・監督処分 		
↓		↓		
<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明船の撤去（簡易代執行） 		<ul style="list-style-type: none"> ・行政代執行 		

<参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画（H25.5月）

<内容>

- ・10年間で放置艇を解消
- ・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策

プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画

国土交通省

□推進計画の概要

- ・東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリナー関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

□推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

□目標達成のための施策

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

□ロードマップ

- ・目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める

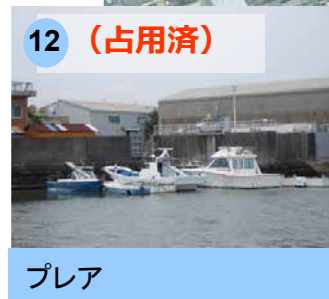
中核(年度) 22 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34

全国実態調査 全国実態調査 全国実態調査 全国実態調査 全国実態調査 全国実態調査 全国実態調査 全国実態調査 全国実態調査 全国実態調査 全国実態調査

地域レベル 全国レベル

報告事項

係留場所の確保増 係留が認められる施設



凡例

	現状施設の活用を開始した箇所
	現状施設の活用を予定する箇所
	民間事業者を活用する箇所

報告事項 | 係留場所の確保増 係留が認められる施設

▼ 占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所

④ 大湊川(五十鈴川合流点側)



駐車場や通路の確保について引き続き関係機関と協議していく。

準備が整い次第...

船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

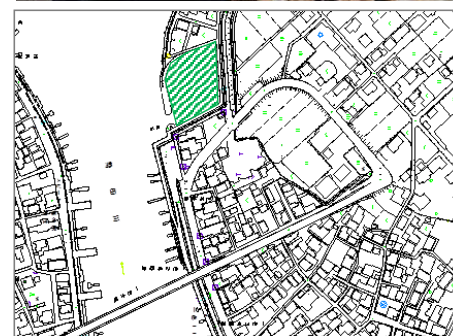


港湾の浚渫
宇治山田港（大湊町地内）
浚渫工事 R2.3月～
(V=35,500m³)

凡例

■ 新たに占用主体を決定する箇所
■ 浚渫予定箇所

⑥ 一色町物揚場施設



係留中の船舶所有者に船舶の動向を確認中。

準備が整い次第...

船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

報告事項 | 係留対象船の減 船舶の撤去及び再係留防止対策(国管理区間)

▼船舶の自主撤去・所有者不明船の撤去

是正指導の効果でさらなる自主撤去が進みました。また、国管理区間における所有者不明船の撤去作業が完了し、国管理区間の所有者不明船はゼロとなりました。

自主撤去完了状況(勢田川左岸・伊勢市田尻町地先)



平成21年11月時点



令和2年1月時点

所有者不明船の引き揚げ作業



R1.12.11撮影

所有者不明船の積み込み作業



R1.12.11撮影

▼再係留防止対策の実施

係留船舶がなくなった護岸に残されたままの係留施設・係留ブイ・係留環等を撤去することで、再び係留することがないように対策を施しました。

係留施設の引き揚げ作業



R1.12.11撮影

係留施設の引き揚げ作業



R1.12.11撮影

係留ブイの引き揚げ作業



R1.12.11撮影

係留環の撤去作業



R1.12.27撮影

報告事項 | 係留対象船の減 所有者不明船舶の撤去(県管理区間)

▼港湾区域における所有者不明船(廃船)の撤去

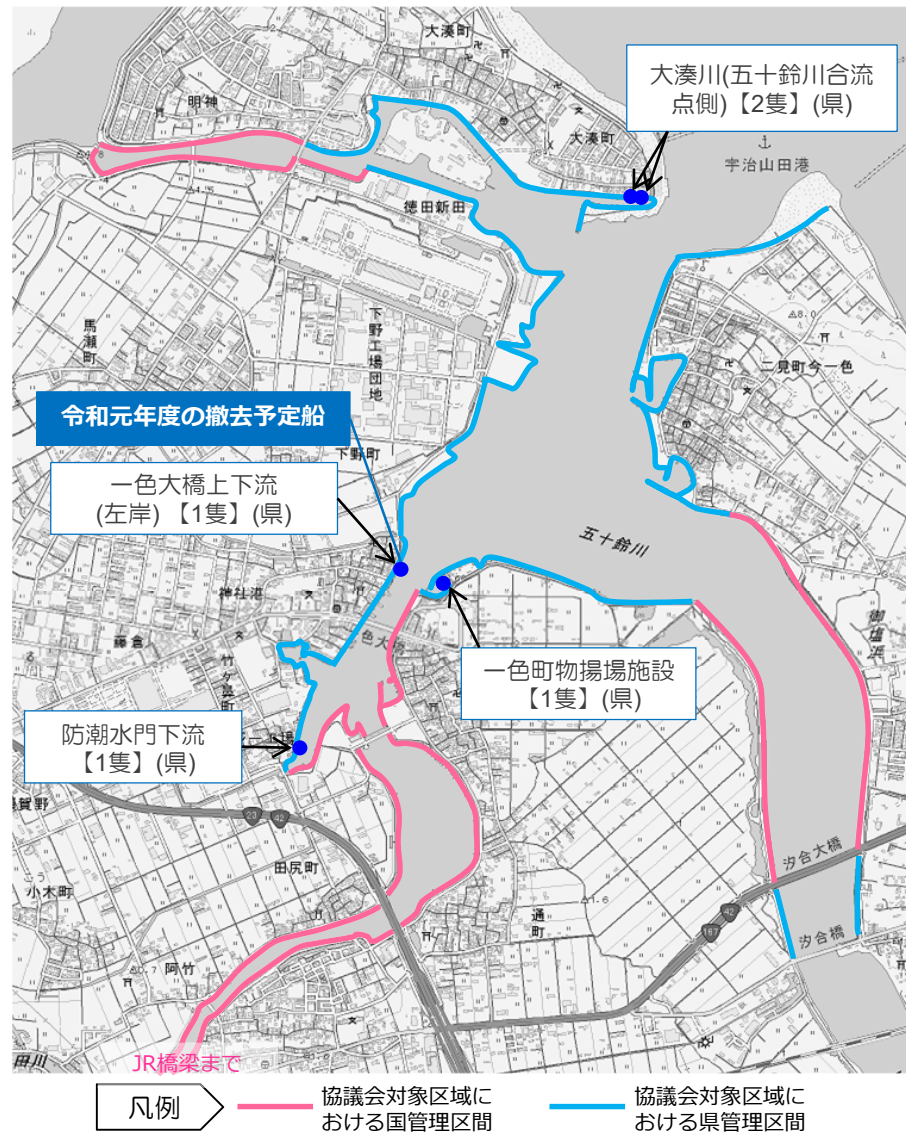
港湾区域における所有者不明船の撤去は、令和元年度は1隻を予定しています。令和2年度以降、港湾施設への影響等を踏まえ、必要に応じ順次撤去する予定です。



令和元年度 撤去予定船(沈没前)



令和元年度 撤去予定船(沈没後)



報告事項 | 規制の方針(港湾)

▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定

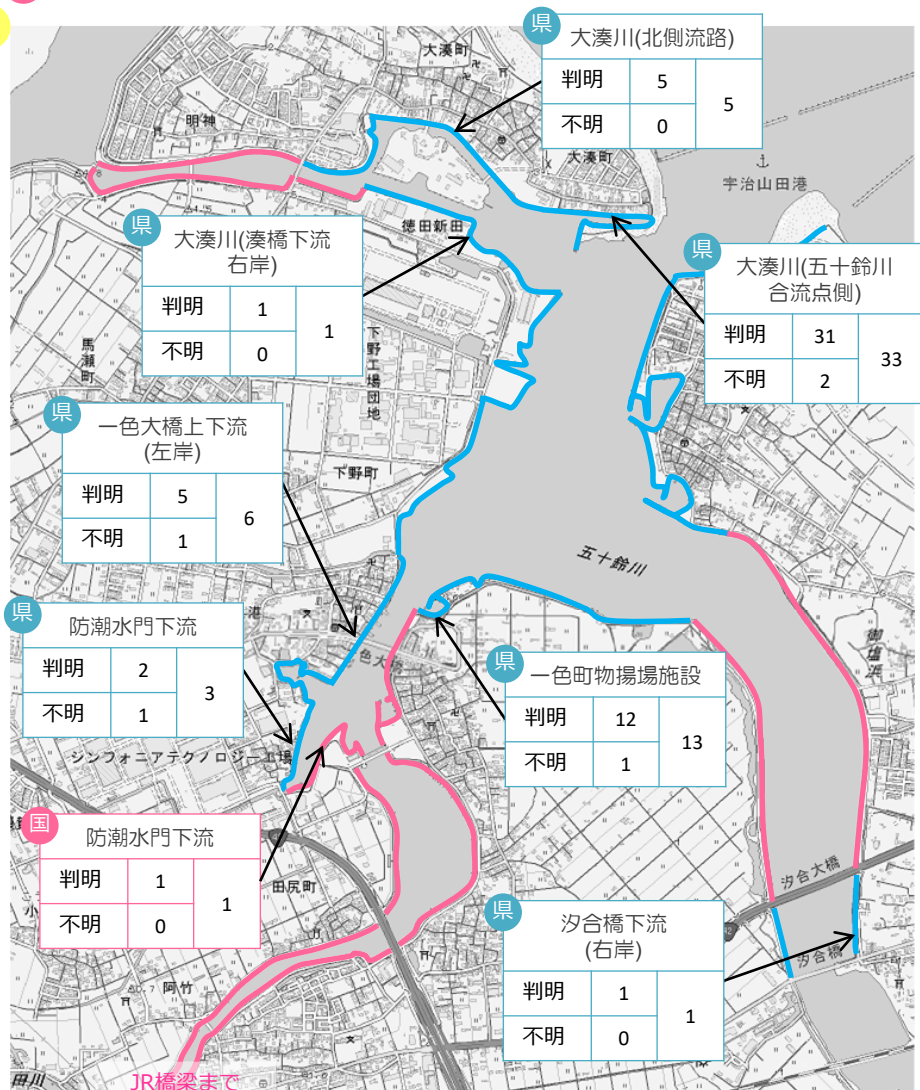


凡例

- 放置等禁止区域に指定済み
- 放置等禁止区域に指定予定 (H30年度より段階的に指定)

報告事項 | 不法係留船舶実態調査

▼令和2年2月時点 (63隻)



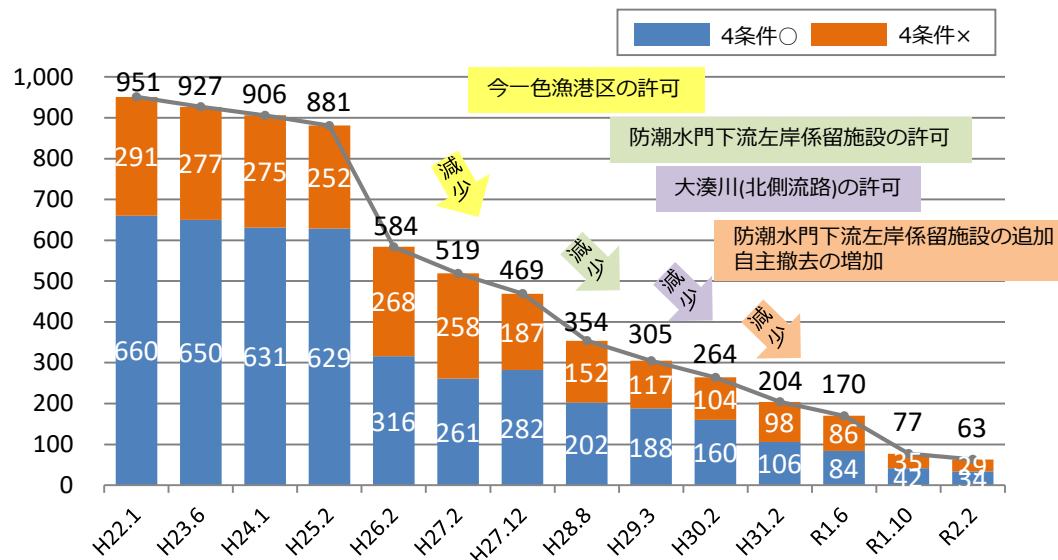
凡例

協議会対象区域における国管理区間

協議会対象区域における県管理区間

※一時係留船舶は除く

▼不法係留船舶数の変動 (H22~R2)



係留船舶数	63隻
4条件○	34隻
4条件×	29隻

勢田川不法係留船舶減少の状況 (伊勢市一色町地先)



平成21年11月時点



令和2年1月時点

報告事項 | 係留対象船舶数について

▼ 現在の状況（令和2年2月時点）

係留が認められる施設（空き状況）

現状施設	占有状況	施設名		数
		施設名	備考	
現状施設	占有済	⑤今一色漁港区	※基本的に漁船のみ	0
		⑨防潮水門下流（左岸）		0
		⑩一色大橋下流（左岸）		3
		②大湊川北側流路	※基本的に漁船のみ	0
		⑪神社港（海の駅）		0
		⑦一色町地先船溜まり		5
		④大湊川（五十鈴川合流点）		35
現状施設	未占有	⑥一色町物揚場施設		5
		計		48
民間マリーナ（空き）		①ゴーリキ		40
		③マリーナ伊勢		2
		⑧秀英工業		6
		⑫株式会社プレア		0
		計		48
合計				96

係留総船舶数（実際の係留数） 63隻

4条件○	34隻
4条件×	29隻

4条件×の内訳

受け皿施設への対象船舶とする4条件	×隻数
①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）	17
②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。	2
③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。	7
④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。	3

➡ **96隻 - 34隻 = 62隻分 空きあり**

ただし、現状施設の精査、4条件×の改善及び所有船の処分等の自主撤去が進むことで、数値が変動する可能性があります。

報告事項 | 広報関係

▼第14回協議会開催についての報道

「伊勢新聞」10月31日（木）付 2ページ

▼三重河川国道事務所ホームページ及びツイッター

三重河川国道事務所のホームページやツイッターに協議会の活動を随時掲載しています。

① トップ画面「河川事業」をクリック

② 河川事業「宮川リンク集」をクリック

③ 「勢田川等水面利用対策協議会」をクリック

河川名	距離 (km)
鈴鹿川	20.5
鈴鹿川(津川(津川))	4.0
内宮川	6.8
宮川	1.9
香出川	10.2
香出寺川	2.5
中村川	5.1
渡瀬川	4.7
勢田川	10.9
後奈良川	5.4
新川	0.1
富川	11.6
勢田川	6.1
五十鈴川	3.2
大湫川	1.7

国土交通省 三重河川国道事務所 @mlit_mie

【河川】
10月30日（水）に、第14回勢田川等水面利用対策協議会を開催しました。当協議会では #勢田川 の不法係留船を減らすため、様々な取り組みをしています。今回は、簡易代執行の実施といった活動を報告し、また係留場所の確保や係留対象船の減など取り組みについて協議しました。#三重県 #伊勢市

2019年10月31日 14:23 - Twitter Web App

ツイッターより

協議・検討事項 | 今後の予定

令和元年度 R2.4 令和2年度 R3.4 令和3年度 R4.4 令和4年度

I 係留場所の確保増

大湊川（五十鈴川合流点）

チャル° 35隻

事前調整
(管理者候補、漁協、地元自治会)

調整が整い次第、手続き開始

一色町物揚場施設

チャル° 5隻

事前調整
(管理者候補、漁協、地元自治会)

調整が整い次第、手続き開始

一色大橋上下流右岸
暫定係留施設
(R1.11.1占用開始)

R2.10.31まで

民間マリーナの拡張

(不法船受入の意思のある民間マリーナの拡充 (占用エリア拡大等))

II 係留対象船の減

国
管
理

【所有者判明船】

自主撤去状況の確認

県
管
理

【所有者判明船】

* 注意書送付

* 警告書送付

* 指示書交付

監督処分

行政代執行

状況次第で順次実施

【所有者不明船】

所有者の捜索調査を継続、現地に注意書・警告書を順次表示

強制撤去 (簡易代執行) を順次実施

【廃棄物・桟橋】

事前準備

強制撤去 (廃棄物処理)